

分権時代と言われて久しい。しかし議会では、発言時間の制限など「議会の自殺行為」がまかり通っている。特に少数会派や大きな会派に属さない市民派への圧力が強まっている。このニュースレターでは各地の発言制限の動きを報告してもらった。また議会内外の連携でこの動きを撤回させた寝屋川市からの報告を寄せてもらった。時代遅れの様々な議員特権を廃止していくと同時に、分権時代にふさわしい市民自治を実現するための議会改革も求められている。統一地方選まであと一年。情報公開や市民参加を掲げ議会改革を進めてきた市民派にとっての正念場が続く。

市民パワーの勝利 討論の時間制限を撤回

大阪府寝屋川市議会議員 吉本ひろ子

まさか、撤回できるとは思っていませんでした。ただ「最後の最後までやれることは全部やりきろう」と思っていました。ところが4月26日、寝屋川市議会は全国の市民派議員の皆さんや寝屋川市民の抗議を受けて、昨年の9月から4議会にわたって「実験的導入」と言って実施してきた討論の時間制限「議員1人3分×会派人数」を撤回したのです。1年4ヶ月に及んだ多数会派による「吉本に対する発言封じ作戦」は予想外の勝利で終わりました。「口を開けば市民、市民と言う。吉本議員の言う、ご立派な市民がどこにおるんや？」と言った議員は、自ら答えを悟ったことでしょう。感動の結末でした。

これまでの経過

事の発端は、16年の12月議会冒頭に行われた決算の討論にまでさかのぼります。私が所属する市民派クラブ議員団は、個人として2人が反対と賛成討論をしました。これに対して、ベテラン議員が、討論の最後に「1つの会派で賛成・反対の討論をするのはいかが

なものか、議長の見解を聞きたい」と不規則発言をしたのが問題の発端です。

暫時休憩となりもめたものの、議事録削除となりました。しかし、最大会派の実力者であるこの議員は、議会運営委員会で会派と討論のあり方についてという課題で、引き続き議論するように多数会派と調整し、とりまとめたのです。

また、この議会には8万人余の署名を添えて「4市の廃プラ処理施設建設に反対する請願」が出されており、12月21日の議会最終日には、たくさんの傍聴者が詰めかけていました。私はその請願に対する賛成討論の中で、私が12月17日に廃プラ処理施設建設問題に対する一般質問を行った時に、建設の補助金申請に添付する費用対効果分析書を議会に提出するように求めたのに対し、理事者が「まだ作成中で出せません」と虚偽の答弁をしたことを指摘し抗議して、「すべての情報を議会に公開すること」を強く求めました。

この時、議会は理事者提案の議案をすべて採決した後、5時間の休憩を取ってもめにもめました。多数会派は理事者の虚偽答弁を追

及せず、吉本が言った「行政が虚偽答弁をした」という発言を撤回させようとしたのです。私は応じませんでした。多数会派は行政をかばったので、市は「4市の一部事務組合のことで、市はまだ報告を受けていなかった」とごまかし、うやむやに幕引きされたのです。

実は、私は議会最終日の直前、12月2日には大阪府を経て国に補助金申請の書類を提出したということを知ったのです。後日の調べで、さらに国に提出しようとしたものの不受理となっていたことが分かりました。それを隠して市は、12月17日時点で「まだ作成中」と答弁していたのです。本来なら、議会は、冷静に建設の費用対効果を検証する必要があるはずで

す。このような経緯をへて、吉本に対する発言封じ作戦は全面展開の様相をおび、議会運営委員会で話し合う課題は多数会派の提案によって次々と追加され、1. 一般質問のあり方、2. 討論と会派のあり方、3. 予算特別委員会の設置、4. 代表質問の持ち時間、5. 議会の市民への公開(これは共産党の前向きな提案で私はもちろん賛成)とされました。

市民の粘り強い傍聴に支えられて

17年1月からほぼ毎月1回開かれた議運は、幸いな事に委員長の許可は必要ですが公開でした。私は会議ごとに前回の議事録を作成し配布することを求め、市民に傍聴のお願いをし、論点を明確に主張しました。廃プラ処理施設建設問題で信頼関係を築けた市民は、延べ12回にのぼる傍聴を、怒りあきれながらも粘り強く続けてくれたのです。

私は、地方分権時代における議会の活性化とレベルアップは緊急の課題であり、全国市議会議長会・都市行政問題研究会は、平成10年に「地方分権と市議会の活性化」に関する調査研究報告書を各市に配布していますが、その中で、討論がほとんどない議会の実態を指摘して、「一般質問の時間制限や回数制限

は廃止し、討論の活発化を図るべき」と提言していることを紹介し、市民に開かれた議会、市民への説明責任を果たし、地方自治法の「発言自由の原則」を貫く議会を目指すことを求め続けました。

その結果、一般質問では回数制限はかけられず、質問時間40分のうちで再質問を10分以内に制限することで決着し、予算・決算の討論は会派で一致して行うことが決定されました。しかし、傍聴者の手前、討論の時間制限と、代表質問の時間制限については決定しきれず、インターネット中継やテレビ中継の導入も否定はできず、4月の議運で決定すると先伸ばしせざるを得なかったのです。

市民パワーの原動力は？

こうした綱引きの中で3月議会を終えて、決定の時を迎えた私は「卑怯な発言封じは許されません。議長に抗議を」と呼びかけるピラを、連日駅で配りました。4月26日までに寄せられた全国の市民派議員の抗議も合わせて27件の抗議が寄せられ、議運当日の傍聴には19人が駆けつけてくれました。

マスコミに電話してくれた人、夜仕事が終わってからピラを配ってくれた人、会社を休んで傍聴に来た人、傍聴動員の電話かけを懸命にしてくれた人、自主的な市民の行動がありました。思えば、毎回、論議は良いところまで行くのに、最後は理不尽な多数決で強引に押し切られるのを、ただ黙って見守るしかなかった市民は、私と同じ悔しさをためこんできたのでしょう。市民の皆さんの抗議文を読むと、いつの間にか、しっかりと議会を見る眼を育ててきたことが分かります。

なにはともあれ、討論の時間制限と言う卑怯な発言封じ作戦は市民パワーで撤回させました。「市民が本気で動けば議会は動かざるを得ない」ということを体験した市民の皆さんと、今後も連携して頑張っていきたいと思

封じられた一人会派の討論 - 踏みにじられた市民の権利

2月定例会から、都議会では一人会派が討論をすることができなくなりました！

東京都議会議員 福土 敬子

このたび、議案に対する討論の発言通告書を議長に対して提出したが、3月29日に開かれた議会運営委員会では、これを全く認めない決定を下した。

最初私が都議会に入った頃は、一人会派の議員に対しても、通告毎の討論が認められていた。ところが、2001年12月の第4回定例会以降、討論通告に対しその都度の協議となり、年一回、第1回定例会のみ認められてきた現状がある。しかし、今回の決定により一人会派の議員は、議案に対する意思表示の場を奪われることとなった。

会派として議員が議案について互いに討論を交わし、そのうえで賛否の態度を明らかにすることは議会活動の要である。議会運営委員会は、議事進行上円滑な運営をはかる場であり、議会活動を止める権限は無いはずである。

議案に対する討論を議会運営委員会場で認めない決断を下したことは、議会運営委員会の越権行為である。何故の発言封じか私は理解しがたいが、大会派以外の発言を認めないとすれば、民主主義の原則に反する行為であり、議員を選出している一人一人の市民の権利をふみにじることとなり、断じて許すことができない。

政務調査費に対する領収書添付問題では、「議員の活動が制約を受ける」という趣旨の反対をしておきながら、一方で討論を行わせないなど一人会派議員の議会活動を制約するという矛盾をどう説明するのだろうか。

[経過]

～2001年

一人会派の質問は基本的に以下の通り

・1定例会 4分

・2定～4定 3分

(基本的には上記の配分だが、年間13分をどの定例会に配分するかは自由に変更できた)

討論は、毎定例会認められていた。1回目は5分だったが、以降は3分に削られた。

質問は年13分を自由に配分、討論は毎回3分

2001年

9月12日 議会運営委員会

一人会派の質問は1定4分、2～4定で各3分
質問時間の繰り越しは認めない

会派間のやりとりは議運で協議する

11月27日 議会運営委員会

質問について...一人会派の質問は年間13分
4～2定で10分

討論については最終日までに結論をだす

11月28日 議長、議運委員長へ一人会派の
質問時間について抗議文提出

12月3日 議会運営委員会

討論について...無所属議員が毎定例会に討論を行うことは、ご遠慮いただくが、議長に通告があった場合、その都度改めて議運で協議する

12月18日 議会運営委員会

一人会派の討論は認められなかった

12月19日 議長、議運委員長へ一人会派の討論が認められなかった事に対して抗議文提出
質問は年1回13分、討論は年1回3分となった。

2006年

3月29日 議会運営委員会

討論について...無所属議員の討論は認めない

明石市議会 一般質問の発言時間短縮の動き

兵庫県明石市議会議員 永井 俊作

明石市議会（議員 31 人、人口 29 万人、公明 6 人、共産 5 人、民主 3 人、市民派 2 人、新社会 1 人）の一般質問は、60 分（答弁含む）となっています。しかし、議案質問はありません。しかも、代表質問は 3 月市議会しか認められていず、その上、3 人以上の会派で 2 時間（答弁含む）を所属議員数で割り振ります。そのため、3 月市議会で質問会派の持ち時間がオーバーしたため、議長に答弁を打切られ、「反論できない」と市長が怒る一幕がありました。

今年になって、議運委員長（議長会派が委員長になる）から「質問時間の短縮」が提案され、2 月の議運で新政会（保守会派、2 人）、公明党（委員長と 1 人）、民主連合（1 人）が賛成し、共産党など 3 会派が反対したが、4 人对 3 人で「会派の持ち時間制の導入」が決定されました。1 人当たりの持ち時間（答弁含む）を 20 分、30 分、40 分の案が提案され、次の議運で決定することになりました。

その後、私たち一人会派の 3 人で、「議員固有の発言権、質問権を奪うものだ。議員自らの手で議会民主主義の首を絞めようとするものだ」と議長や議運委員長に書面で申し入れを

しました。さらに、「議員協議会で、議論すべきである。質問時間の削減反対を市民に訴える」などを口頭で申し入れました。そして次の議運では、神戸新聞記者の傍聴や私たち一人会派の出席でプレッシャーをかけ、一応採決を引き延ばすことに成功しました。現在、綱引きが続いています。

質問時間の短縮の背景ですが、私たち 5 人ほどが毎議会に質問していることへの批判（？）や、昨年の 12 月市議会で 15 人が質問し、本会議の開会日を 2 日間から 3 日間に延期の可能性などのためではないかと思われます。

これまで本会議のケーブルテレビ放映が実施されず、3 月議会の会派代表質問だけ（それも 2 時間）放映することになりました。その理由は、1 年間で質問が 1 回以下の議員が数人、2 回の議員が約半数いるためだと思います。

常任委員会も全ての委員会審議が、1 日間で終了しています。しかし、傍聴の市民がいると質問者が増えます。議員が、議会の本来の役目を再認識することと、市民も議員にお任せしないことが大切で、今一度民主主義の原点に立ち戻る必要があるのかもしれない。

【後出しジャンケンで勝つオリンピック!?】 福士 敬子

知事は、初当選の時も後出しジャンケンで勝ちを取った。そして、先には地域づくり、40 周年を迎えるはずだった青梅マラソンに、権力づくで東京マラソンをぶつけ、今度は福岡県で手を挙げたオリンピックも後出しジャンケンで取り上げようとしている。

最終的な決定はともかく、都の財力と権力を持ってすれば、オリンピックの理念など無くとも東京に分があるのは当然である。すでに今年度は一千億円を基金とし、一兆円くらい積み上げるらしいが、最終的にはいくらの持ち出しになるかも分からない。

同時にオリンピックをダシに不要・不急の

発言の権利が大幅に制約される少数会派・無所属議員

さいたま市議議員 高柳 俊哉

さいたま市議会は現在71名の議員から構成されています(07年3月までの合併特例。法定数は64名)。会派は2名以上からですが、そのうち5名以上の会派が交渉会派として、議会運営委員会の正式メンバーとなっています(非交渉会派はオブザーバー参加。無所属議員は参加できず)。

年4回の本会議では、2月定例会と9月定例会は「会派代表質問」という位置づけ。会派に所属しない議員の質問機会は、6月定例会と12月定例会の2回のみ。質問時間は、一人10分(但し、これは答弁時間も含むもの。議員が5分質問すれば、執行部答弁も5分となります)。会派についてはこれに所属議員数を乗じたものが質問時間となります(例えば、5名会派では、5名×10分間=50分)。また、毎定例会の常任委員会ごとに「議案外質問」の時間が一人10分(答弁時間も含む)あり、本会議での質問機会の少なさを補完しています。

本会議での議案質疑は「会派代表者による通告制とし、10分程度」。討論も「会派代表者による通告制とし、15分程度」であり、無所属議員の質疑や討論は想定されていません。

常任委員会での質疑や討論時間に関する制限は特にありませんが、本会議での各委員長報告は、報告の簡素化のため、委員会での「質疑内容」でなく「質疑項目」の報告であり、審議の様子は充分には伝わりません。

現在の議会運営は、さいたま市の政令市移行後の「議会改革」の一環として行われたものです。「さいたま市議会は会派制をとる」という基本原則の下、実質的には大会派に有利なくみであり、少数会派や特に無所属議員については、発言の権利が大幅に制約されたものになっています。議会運営委員会では当然議論になり、色々な提案がなされたのですが、最終的には、自民系最大会派の意向を色濃く反映してこうした形となったものです。

他の自治体でも合併や政令市移行などを契機に「議会改革」が行われる例も多数あるかと思いますが、少数派にとっては要注意です。

開発事業を進める心配が大きくなった。

金も人も東京に呼び寄せ、何十年に一度にぎわったとしても、一極集中で地下はモグラの巣のようにトンネルだらけ。地盤を破壊し、エネルギーも使い放題でツケは子や孫に負わせることになる。

日本全体での人口ピークは昨年だった。東京は少し遅れて「人口減少」「少子高齢化」を迎える。そこから逃げ出すことはできない。

多くの環境破壊を進めてきた東京は、多少の

利便性を押さえても、後世に財政的・環境的負担をかけない生き方を考える時だろう。

長野オリンピックでは九千万円の使途不明金や、接待・贈答が調査委員会で明らかにされた。最近ではスケート連盟の不透明な支出や、理事の利益独占が問題になっている。スポーツが「事業」や「政治的パフォーマンス」となっている。スポーツは美しいものばかりとは限らない。

時代遅れの海外出張支度金制度の見直しへ

毎日新聞「記者の眼」(2006.4.20)が海外視察の際の支度金制度について取り上げています。…海外出張する議員に支給される「支度金」という制度がある。旅費や日当とは別に背広やスーツケースを新調するための費用で、海外旅行がまだ特別なものだった1950

年に法律で定められた。時代遅れの制度だと思いが、今も多くの自治体で続いている。……「おかしな制度がある」と知り合いの市議から聞いたのは昨年春だった。調べると、支度金は国の「旅費法」にもとづき自治体が条例で支給規定を決めていること、領収書の

静岡県議会議長 大橋正己様

2006年4月4日

代表者会議における「海外視察支度金制度の廃止について」の協議の要請

県議会会派「市民の風」代表 松谷 清

4月11日から18日までの中国浙江省友好交流・中国事情調査団(別紙)の出発が、大橋正己議長を団長にして、来週、いよいよ出発することになりました。

県議会会派「市民の風」としては、この海外視察の際に団員に支給される海外支度金制度については、視察団の打ち合わせ会合でも、また、大橋議長に対しては3月15日付で廃止を申し入れ(別紙)しております。こうした中で、4月6日、県議会各会派代表者会議が開催されるとのことでありますが、この「海外視察支度金廃止について」是非とも、議題として取上げていただき、廃止に向けての方向性を明確にさせていただけるよう強く要望するものであります。

3月議会終了後に全国都道府県における実態について議会事務局に調査を依頼しましたが、18の府県で既に廃止済みです。(別紙)そして、厳しい条件をつけての支給を含めれば、半分の都府県が見なおしに着手しております。しかも、大半は、2004年度、5年度、6年度に集中しています。つまり、昨今の行財政改革の必要性の中で見なおしが進んでいる事をあらわすものであります。

2004年度の支出実態は、4万3120円を支給された議員は26人、10万7800円を支給された議長合せて113万1900円です。職員関係では現在調査中ですが、227人が海外視察に出かけています。議員だけでなく職員の問題でもあり、特別勤務手当に類する支出でもあります。

政治家に対する政治不信が進行する中、この問題はある意味、すぐにでも解決出来るテーマであり、議員、議会が率先してその姿勢を示す事で、有権者からの信頼を獲得していく大きなチャンスとなります。積極的な取組みを組みを切にお願いをしまして要望いたします。

提出義務がなく、実際は何に使われたかを知る方法がないことなどが分かった。47都道府県にアンケート票を送り、電話で各議会事務局の対応を聞いた。29都道県で支給され、2004年度の支給総額は1826万円。最高は北海道で、年間約184万円だった。…と報告し、“時代遅れの制度を見直せ - 「小遣い」だ、住民は怒れ”と提起しています。

この支度金制度を廃止せよと松谷清静岡県議が頑張っています。3月議会では条例改正の主張を行い、この4月の中国視察では支度金を返還しました(現在法務局に供託されています)。静岡県知事も記者会見で「廃止を含

めて研究する」との発言を行いました。

しかし「さて問題は、6月議会で条例改正案を議員提案できるかどうかです。知事のいう「研究」ということでは今年度いっぱいかかることになります。議会の改革スピードが問われます。時代遅れ、議員の特権、一刻も早い改革を求めたいと思います。

それにしても、たった1人の議員の声でも、世論の支持とマスコミの力、そして多数派の側の良心が合体する時、変革が醸成されます。」(松谷清HP「まつや日記」4.20)と松谷さんは主張しています。

下記に、議長への申し入れを掲載します。

静岡県議会議長 大橋正己様

2006年3月15日

海外視察支度金制度の廃止について

県議会会派「市民の風」代表 松谷 清

規制緩和・構造改革をもたらした「格差社会」は、ライブドア事件をきっかけに、「勝ち組」「負け組」という言葉と共に、社会のキーワードとして多くの人々が口にするようになってきました。そして、その「格差」是正に向けて政治の分野にいる側が、どのような対応をしていくのか多くの注目を集めています。こうした中で、有権者の側からの議員の特権(=以前より存在する格差)に対する批判の声は強まりこそすれ弱まることのないというのが昨今の状況であります。

こうした中で、議員特権の一つとして批判を向けられている問題に、海外視察における支度金制度というものがあります。これは

- 1、この制度は、海外旅行が本当にまだ少数であった時代に作られた制度であり、今日の多くの人々が海外に出る時代にその意味がなくなっていること。
- 2、静岡県議会における実態として、この支度金は、支度金としてというより、海外での視察活動費に組み込まれており、その体をなしていないこと。
- 3、全国においてこの制度を廃止する都道府県が続出していること。

以上の経過からして、2006年度からこの制度は廃止すべきであります。以下の点を議長に申入れしますので、早急なる対応をとっていただけるよう要望します。

- 「1」この制度廃止のための条例案の検討を代表者会議ではかり、廃止を決定する。
- 「2」議会議決による廃止までの間、この支度金は、議長の責任において支出を凍結する。
- 「3」条例案可決ののちに減額補正をはかり、支出をおこなわない。

保育所民営化裁判から

大阪府高石市議会議員 松尾 京子

4月20日に大阪高等裁判所で大東市の保育所民営化裁判の判決が下りました。民営化の違法性については棄却されたものの、その進め方が拙速で配慮が足りなかったとして51名の原告に対し、市は1世帯33万円(夫婦で原告になっている場合は半額)合計1,023万円の損害賠償を支払えというものでした。

一足先に高裁判決が出た高石市と今回の大東市の判決の違いをご報告します。

2つの高裁判決の違い

？入所選択権について

高石市 保育所の利用は公法上の契約ではなく、平成9年の児童福祉法改正時に厚生労働省が「措置から契約へ」と謳ったのは比喩的表現だったため、保護者に選択権はない

大東市 保育所の利用は公法上の契約であり保護者に選択権がある。しかし、それは当該保育所が存続する限りの権利である。

？行政の裁量権について

高石市 児童福祉法は「保育の実施」を市町村に義務付けているが特定の保育所を指すものではない。民営化しても実施の解除(児福法33条の4)にはあたらないので、裁量権に制限を与える事にはならない。財政効果も認められるので合理性があり、裁量権の逸脱・濫用にもならない。

大東市 高石市とほぼ同様

？国賠について

高石市 高裁が出した和解勧告を市議会が否決した事を受けて、原告が高裁審理中に追加的併合をしたため、被告の同意が必要。

被告側が同意しなかったので判断しない。

同意が必要か否かは判断が分かれる所

大東市 児童の発達において人的環境の大きな変化がある民営化には保育士・児童・保護者の信頼関係が重要。説明会も一方的で保護者の意見を取り入れようとはしなかった。そんな中、引継ぎ期間の3ヶ月で信頼関係を築くのは困難。子どもが保育時間中、知らない内に自宅に帰ったり、怪我が多発したなど保護者が訴えた民営化後の混乱を具体的に取り上げ、信頼関係の構築ができなかった事による混乱と位置づけた。引継ぎには1年かけて年間の保育所行事を移行する法人の職員に経験させ、移行後も数ヶ月間公立の保育士を派遣するなどの配慮が必要とも明言。

以上のような理由から、公法上の契約の債務不履行による損害賠償請求が認められた。

？これからについて

高石市 原告側が上告し、現在最高裁で係争中。最高裁が被告の同意なしで追加的併合ができると判断し、高裁に差し戻してくれたなら、国賠を勝ち取る事は必至。

大東市 被告側が上告を検討中との事
(上告期限は判決後2週間以内)

国賠に関して、提訴当初から請求していた大東と途中で追加した高石とでは事情が違い、現時点で比較はできませんが、初めて民営化に伴う子どもの人的環境の変化を具体的に判断した点で大東の判決は画期的で評価すべきものと言えるでしょう。

高石でも原告が法廷で涙ながらに訴えた「私たちは民営化そのものに反対していません。その進め方に憤っているのです!」という事は、今裁判を起こしている各自治体保護者共通の想いです。民営化が今既に進行中の自治体も多い事と思います。

子どもたちの生活の場である保育所が民営化されるという事は、単にその運営主体が変わるだけでなく、生活環境が変わる事。

それは発達に少なくない影響を与えるという視点で、拙速で財政論だけに終始しがちな行政と議論してほしいと思います。

中央集権政治はもうたくさん

草の根・みどり政治ネットワーク 531 共同行動が発足

2006/3/14 【NGO タイムズ 報道】

イ・ジュンヒ記者 peace@ngotimes.net

地域住民の生活に根ざした草の根の地方自治を実践して来た全国の自治運動家たちが「草の根・みどり政治ネットワーク 531 共同行動」の旗をあげた。

市民運動を基盤に 2006 年 531 地方選挙に参加する候補者を含めた個人と団体たちのネットワークである「草の根・みどり政治ネットワーク 531 共同行動」は去る 3 月 13 日、忠北沃川郡名家食堂に集まり、発足式を開いて 531 地方選挙でのアピールを行なった。

この団体には個人資格で現役地方議員たちと 531 選挙出馬予定者など 20 余人が参加している。ソウル市広域議会議員キム・ナジュン(道峰区)、ペク・ヘヨン(九老区)、ソウル市議会議員チュ・キョンスク(道峰区) イ・チャンリム(道峰区)、ホン・キジョン(恩平区)、イ・ヒョンジュ(陽川区)、チャン・インホ(九老区)、ハン・テハン(九老区)、ユ・チョンイ(冠岳区)、大田(テジョン)市議会議員ミン・ヤンウン(中区)、チャン・ヒョンジャン(西欧)、江原道春川市議会議員イ・チェス、京畿道広域議会議員イ・ウンジュ(水原市)、カン・ヨンモ(高陽市)、キム・タルス(高陽市)、キム・ミヒャン(高陽市)、ソ・ヒョンジョン(果川市)、ユン・オギョン(軍浦市)、忠北沃川郡議会議員イ・チンヨン、慶南鎮海市議会議員イ・トンジャなどである。

また参加団体が九老市民センター、軍浦草根政治連帯、道峰市民政治ネットワーク虹、城南 2006 草根自治連帯、恩坪自治フォーラム、鎮海女性フォーラム、みどりの政治連帯、草の根オクチョン党などが結合した。

これらは既成政党に所属しないまま、独自の草の根政治運動のためにお互いに緊密な連帯と協力を通じ、今回の地方選挙に向けて、生命、平和、両性の平等、草の根民主主義などの価値を実現する新しい政治勢力の推進を掲げた。この日ソウルではなくオクチョンで発足式を実施したことも、「草の根・みどり政治ネットワーク 531 共同行動」の志向性がよくあらわされている。

「草の根・みどり政治ネットワーク 531 共同行動」はこの日発足宣言文を通じて「中央集権的思考と開発独裁の論理によって押さえつけられた地域の創造的想像力を実現させる」ことと、「草の根市民は行政の主役として新しく位置づけられねばならず、地域

の未来もその地域住民たちの自発的な力で作って行くのが望ましい」と宣言した。

彼らは「私たちは各自が住んでいる生活現場がより人間に親和的で幸せな場所に生まれ変わることを願う」と述べ、「草の根・みどり政治ネットワーク 531 共同行動」が草の根住民たちの意向を汲んで、市民と共にその未来を夢見つつ、住民パワーを取り戻し「完全な住民自治」を志向するオルタナティブな政治勢力になるはずであることを、全国にアピールすると主張した。

「草の根・みどり政治ネットワーク 531 共同行動」は、国民が主権者になり、その地域の住民が主人公になる真正な草の根民主主義および真正な自治の実現 地域レベルでの生活に配慮した経済の実現 地域政治の主体として女性の役割を再認識し、これを活性化させる 市民団体、生協、住民自治組合組織、地域交流団体、政治 NGO、労働組合など多くの勢力との連帯を図る 生活現場である地域を越えて広域と国家、そして地球的規模での連帯への志向などといった決意表明を行なった。

このような価値を基礎とした「草の根・みどり政治ネットワーク 531 共同行動」は子育て・教育・環境・福祉・交通・地域交流・都市計画などに関心をもち、みどりの価値、草の根デモクラシーを重視した政策を準備する予定だ。

地域政治に対する市民たちの関心と参加の基盤を作るために民主主義的な市民教育から市民政治教育、市(郡)レベルの議会への参加活動、参加予算制の実現、廃棄物処理に対する代替案と、ゴミのない都市作り、市民による都市構想、市民政策研究の定着、日常的な住民自治運動なども展開する方針だ。

新しい政治への担い手の発掘も中心的課題だ。市民たちと一緒に市民の理解を代弁する新しい政治の担い手たちを捜し出し、市民全員のための「地域の政治代理人」に育てるという目標だ。特に今回の「5.31 地方選挙」で候補選定の基準が提示され、政策代替案が用意され、ボランティアの参加と自発的な支援を土台に、選挙が市民政治の祭りの場になる「楽しくて幸せな政治運動」を展開する予定だ。

< 編訳：今本秀爾（虹と緑・アドバイザー） >

ILGA (インターナショナル レズビアン & ゲイ アソシエーション) 世界会議に行ってきました

大阪府議会議員 尾辻かな子

スイスのジュネーブで行われた ILGA 世界会議は、今回で 23 回目を迎えました。今回は、同じくジュネーブで行われる国連人権委員会にあわせての開催となるはずでした。というのも、国連人権委員会において LGBT (レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー) の人権問題への取り組みが進んでおらず、また、上部組織である経済社会理事会 (ECOSOC) の NGO コミッティーに意見を表明できる団体として LGBT 団体が登録させてもらえない、という現状があるからです。狙いは良かったのですが、この会議の前に人権委員会は解散してしまい、人権理事会として新しく組織されることになりましたので、結果、今回は人権理事会設立に向けたロビーイング活動になりました。

さて、会議は世界各国から 220 人の LGBT アクティビストが集まりました。南アフリカから来たモスリム・ゲイ (イスラム教徒のゲイ)、インドのレズビアン、トンガの MTF トランスジェンダー、キルギスタンの FTM トランスジェンダーなどなど、文化や国は違っても「私たちはどこにでもいる」のを実感しました。

会議は、プレ会議が 3 日間、本会議が 5 日間。毎日、朝から晩まで顔を合わせて、ご飯を食べたり話をしたりしながら、ネットワークが世界にひろがりました。

ヨーロッパの国々の出席者と話して感じたことは、LGBT 人権先進国が第 2 ステージに入ったということです。つまり、自国での同性間のパートナーシップの法的保障や差別禁止

ができた国においては、次の課題として、トランスジェンダーの問題、他の国々の LGBT への人権侵害が注目されているのです。

私は、政治に関するパネルディスカッションに参加。参加者は、ゲイのドイツ国会議員、レズビアンの EU 議員、ペルーで国政にチャレンジしている MTF トランスジェンダーなど。ヨーロッパでは EU 議会が LGBT の人権について決議を出し、リーダーシップを取っています。また、選挙では、いわゆる左翼政党が比例代表の中に、意識的に LGBT の候補者を出しています。

私のスピーチでは、日本の女性議員の少なさに驚きの声があがっていました。日本では英語での情報発信が少ないため、日本の状況がなかなか世界に伝わっていないので、今回こうした場で、日本の状況を報告できたことはとても重要なことでした。

NGO の会議ですから、会議だけをしているわけではありません。夕方から、みんなでロシア大使館前に行き、今年 5 月に予定されているモスクワ・パレードを市長や政治家が許可しないことについて、抗議活動をしました。アムネスティも加わったの活動です。「LGBT Right is human Right」「MOSCOW PARADE LET IT BE」みんな、デモなれしているのが、さすが活動家って感じです。

ジュネーブ市やスイス議会の話も、とても興味深いものでした。会議で挨拶した国会議長 (スイスは 2 院制) は、オープンなゲイ。「女性と政治」のワークショップで話をしてくれたのは、同性パートナー制度の是非を問う国

民投票の時に、レズビアンだとカミングアウトした元医者国会議員。「35年間、嫌というほどホモフォビア(同性愛嫌悪)と向き合ってきた」という言葉が印象的でした。ジュネーブ市議会は、議長がレズビアン。ジュネーブのレズビアン団体の代表をしていて、パートナーも市議会議員。なんとジュネーブ市議会約80人中、ゲイ・レズビアンが13人なのだそうです。ちなみに緑の党も13人でした。加えて、カミングアウトしていないけれど、市長もゲイで、市民はみんな知っているそうです。

同性同士でパートナー登録をしている人たちは、自分のパートナーを、女性の場合は「ワイフ」、男性の場合は「ハズバンド」と紹介してくれます。思わず聞いてしまったのが、「それじゃ、二人ともお互いを紹介するときは、ワイフとハズバンドなの?」「そうだよ」私の頭の中では「ワイフ&ハズバンド」しかなかったので、「ワイフ&ワイフ」「ハズバンド&ハズバンド」はちょっと驚きでした。

期間中で一番お世話になった、日本語ができるスイス人のレズビアンの人と、最後にこのような話をしました。「スイスはいいなあ。国民投票でも58%の人が同性パートナー法に賛成した。すごいね。日本は全然だめです」「違う、スイスも最初はすごい抵抗にあったんだよ。スイスはすべてが進んでいる国だったわけじゃない。女性の参政権が認められたのは1970年代になってからなんだから。みんなが立ち上がって、自分たちの権利のために行動したからできたんだ。日本は、LGBTの活動に、当事者も全然熱心じゃない。私が東京のパレードに行ったとき、私の日本人の友達は誰も来なかった。スイスでパレードをするときは、異性愛者の友人もみんな誘って、全員で参加するんだよ。日本の友達は、『ああ、今日ってパレードだっけ?』っていう意識。パレードより大事なこと、いったい何があるの?!」彼

女の日本の運動に対する怒りやもどかしさに、ただただ圧倒されました。

日本の同性愛嫌悪は幽霊のようなもので、直接的な暴力にあうことはあまりありません。しかし、その幽霊を最も怖がり、縮こまっているのは当事者自身なのかもしれない、と思いました。内なる同性愛嫌悪です。

パレードは、LGBTの社会的なビジビリティを高めるためにとても有効です。東京のパレードでは、前回歩いたのが2500人、沿道は1000人、あわせて3500人でした。これが、10倍の3万5千人になったら、代々木公園から沿道が埋め尽くされたら・・・、きっと日本のLGBTのおかれている状況は変わる、そう強く思いました。

帰国後、話す機会があるたびに、私は「パレードに行こう!それも友達10人を誘おう!」と呼びかけています。一人の力は小さいけど、みんなが集まれば社会を変えることができる。まず、私たちが変わろう。自信を持って、私たちが力を持っていることを信じよう。

私自身が、今回のILGA会議で、世界のLGBTの仲間に、強くエンパワーメントされました。LGBTの活動スローガンの中に「We are Family」というのがあります。これは、もともとは血縁関係の家族から疎んじられたLGBTたちが、それでも私たちには仲間がいる、仲間たちが家族なんだ、という意味で使った言葉です。仲間の大切さを伝える言葉だと思います。

これを読んで下さった皆さん、皆さんも是非私たちの活動に力を貸してください。8月12日(土)の東京レズビアン&ゲイパレードを、一緒に歩いて下さいね!

ILGA会議の報告は、私のブログに写真つきで詳しく報告しています。是非ご覧になってください。<http://blogso-net.ne.jp/otsuji/>

国 - 地方政策研究会 「核燃料サイクルとエネルギー戦略」

5月19日(金) 1:30 ~ 4:30

参議院会館 第4会議室

(近藤正道参議院議員名で借りています)

報告 「再生可能エネルギーの今後
~ 東京都再生可能エネルギー戦略の作成に参加して」

飯田 哲也さん [環境エネルギー政策研究所 (isep) 代表]

報告 内閣府 核燃料サイクル計画について、耐震設計の見直しについて
経済産業省 将来のエネルギー需要の見通しについて

報告 プルサーマル計画など各地から

「虹と緑」政策研究会 & 総会

7月29日 ~ 30日

香川県・サンポートホール高松にて (JR 高松駅前)

選挙情報

3月26日投票	神奈川県逗子市議選挙	森 典子さん当選
4月23日投票	埼玉県春日部市議選挙	片山いく子さん当選
	山口県萩市議選挙	藤井 郁子さん落選
	熊本県天草市議選挙	松本もとすけさん落選
4月30日投票	大阪府泉南市長選挙	小山 広明さん落選

* 今後の予定

6月11日投票	東京都中野区長選挙	(田中 大輔さん)
6月18日投票	東京都立川市議選挙	(大沢 豊さん)
6月25日投票	鳥取県米子市議選挙	(中川 健作さん)
7月9日投票	兵庫県加古川市議選挙	(井筒たかおさん)
9月10日投票	兵庫県高砂市議選挙	(井奥まさきさん)

